

必要書類一覧

郵送の場合、■の書類はコピー(A4サイズの内紙を使用)を添付してください。

《全員が必要な書類》

必要書類	注意事項
① 臨床調査個人票(診断書)	指定医にご依頼ください。(記載日から6か月間有効)
② 支給認定申請書(更新)	【同封している様式】
③ 指定難病の受給者証■	2026年(令和8年)10月31日まで有効のもの ※世帯内按分に該当する方は、他認定者の受給者証も必要です。
④ 自己負担上限額管理票■	2025年(令和7年)7月以降のもの全て ※管理票に記載がないものは領収書で対応が可能です。

●以下の書類は更新手続きでの提出は不要です。

持参された場合も、受取はいたしませんので予めご了承ください。

- 所得・(非)課税証明書(※)
- 住民票

(※)令和8年度の市民税額が前年度から下がったことにより、上限額の変更を申請する場合は、支給認定基準世帯員全員分の証明書の提出が必要です。
右上に◎印のついたお知らせ『特例等のご案内』をご参照ください。

《該当する方のみ必要な書類》

必要書類	注意事項
⑤ 受給者の健康保険情報■	・②支給認定申請書(更新)に印字の保険情報に変更のある方 ・郵送で提出される方 マイナポータルの保険情報・資格確認書・資格情報のお知らせ等
⑥ 生活保護受給証明書等	生活保護受給中の方 担当ケースワーカーに発行を依頼してください。
⑦ 療養生活のおたずね	「療養生活のおたずね」が同封されていた方 (筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症の方)

指定難病医療費助成 更新の手引き(R8)

申請期間:令和8年6月8日(月)~令和8年8月14日(金) **必着**

※申請期間を過ぎた場合でも更新申請の受付は可能ですが、現在の受給者証の有効期間内(令和8年10月31日まで)に新しい受給者証をお届けできません。

~以下の手順でご準備ください~

1. 主治医(難病指定医)に「**臨床調査個人票(診断書)**」の作成を依頼
➡右上に★印のついたお知らせ「特定医療費(指定難病)更新申請時における臨床調査個人票作成の留意点について」を主治医または医療機関の受付窓口にお渡しください。
※ 臨床調査個人票は同封しておりません。



2. 必要書類の確認・準備

裏面の「必要書類一覧」をご確認ください。

3. 書類の提出(窓口又は郵送)

(1) 窓口での提出(予約制)

- ①インターネット又は電話にて、事前に来所日時を予約してください。
パソコンで予約される方は、明石市のホームページからご予約ください。
【情報を探す】⇒【ページ番号から探す】⇒【27081】⇒【インターネット予約】

WEB 予約	予約専用ダイヤル
 明石市 指定難病更新 <input type="button" value="検索"/>  前日の17時まで予約可能、 それ以降はお電話ください。	078-918-5663 (平日 8:55~17:40)

- ②提出場所:あかし保健所 3階

(2) 郵送での提出(簡易書留等)

- 同封の返信用封筒に必ず**必要金額分の切手を貼付け**てください。
簡易書留など**配達記録が残る方法**で送付してください。

※料金不足がある場合は受け取りできません。

△注意

氏名・住所・健康保険(現在の受給者証に印字されている場合)の変更がある場合は、必ず窓口での提出になります。(郵送での提出不可)

10月末までに健康保険の変更がある場合は、新しい保険情報をご持参のうえ手続きしてください。

~更新手続きに関するご不明な点は、下記へお問い合わせください~
あかし保健所 健康推進課 078-918-5657